

郵送でのワンストップ特例申請について

ステップ1 ワンストップ特例制度が適用されるかお確かめください。

次の方はワンストップ特例が適用されません。寄附金控除には確定申告が必要です。

・確定申告をする、または住民税の申告をする予定の方

※医療費控除などを受けるために確定申告が必要な場合は、ワンストップ特例制度を利用できません。

・6自治体以上へ寄附された方

※同じ自治体への寄附は、回数に関わらず1自治体の扱いとなります。

・ワンストップ特例申請後に転居や氏名変更などがあり、変更届をご提出されていない方

※寄附された翌年の1月10日(必着)までに必ず変更届をご提出ください。

ステップ2 申請書のチェックをしてください。

・申請書太枠内の正誤をご確認ください。誤りがある場合は二重線で消し、訂正をお願いします。

・個人番号欄には、氏名欄に記載されている方のマイナンバーをご記入ください。

ステップ3 住所・氏名がすべて一致している確認書類を添付してください。

※有効期限の記載があるものは期限内のもの

※住民票は寄附年月日(申請書記載)を含む1年以内の発行日が記載されているもの

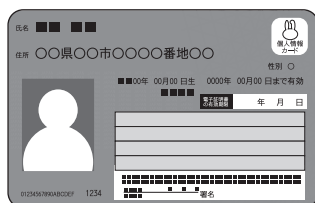
確認書類について、下記3パターンのうち、いずれかの書類をご用意ください。

コピーした書類は切り取って申請書に貼り付けてください。

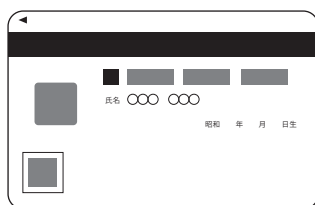
A マイナンバーカードをお持ちの方

マイナンバーカード(写し)

(表面)



(裏面)



※マイナンバー通知カードのことでありません。顔写真付きのものを提出してください。

※住民票の住所が記載されているか確認のうえ、提出してください。

B 公的機関発行の写真付き本人確認書類をお持ちの方

「公的機関発行の写真付き本人確認書類」に該当するものは以下の通りです。写しを提出してください。

- ・運転免許証
- ・パスポート
- ・身体障害者手帳
- ・療育手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳
- ・住民基本台帳カード
- ・在留カード
- ・特別永住者証明書
- ・運転経歴証明書



※確認書類は必ず住民票の住所がわかるものを提出してください。

※各資料の裏面に住所変更の追記がある場合は、必ず追記部分のコピーも提出してください。

C 公的機関発行の写真付き本人確認書類をお持ちでない方

氏名、生年月日、住民票の住所がわかる公的機関が発行した書類2点以上の写し。

- ・健康保険証
 - ・国民年金手帳
 - ・印鑑登録証明書
 - ・各種納税証明書
 - ・公共料金の領収書
 - ・源泉徴収票
- など

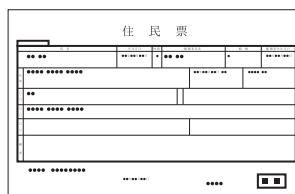
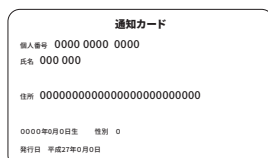


※確認書類は必ず住民票の住所がわかるものを提出してください。

※各資料の裏面に住所変更の追記がある場合は、必ず追記部分のコピーも提出してください。



マイナンバー通知カード(写し)もしくは住民票(マイナンバー記載あり)(写し)



①マイナンバー通知カードの廃止に伴い、住民票の記載事項と一致しないマイナンバー通知カードは確認書類として利用できません。(氏名変更・住所変更をした場合等)

②通知カードの裏面に住所変更の追記がある場合は、必ず追記部分のコピーも提出してください。